

令和3年3月25日提出

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、」を「必要かつ合理的な範囲内で」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（提出理由）

校則の制定又は改廃の際に必要な事項について定めるため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（学校規程の制定）</p> <p>第36条 校長は、<u>必要かつ合理的な範囲内で</u> 校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。</u></p>	<p>（学校規程の制定）</p> <p>第36条 校長は、<u>法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、</u> 校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>【追加】</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。